

COTOHA Voice DX Basicサービス契約約款 【現改比較表】 2021年12月27日現在

～2021年12月26日

2021年12月27日～

(利用料金の支払義務)

第21条 契約者は、本契約に基づいて本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、本契約の解除があった日の前日を含む料金月までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1か月間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金（[発信利用料及び着信利用料](#)を除きます。以下次項までにおいて同じとします。）の支払いを要します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第21条 契約者は、本契約に基づいて本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して、本契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1か月間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金（[発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料](#)を除きます。以下次項までにおいて同じとします。）の支払いを要します。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第38条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記4及び当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

(個人情報の取り扱い)

第38条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記4及び次に掲げる目的その他当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

- (1) 本サービスへの契約者（その契約者に属する個人を含みます。以下、本条において同じとします。）の情報登録及び認証の目的
- (2) 本サービス内での契約者への表示の目的
- (3) 本サービスの利用状況及び各種施策実施のための分析、当該施策の効果測定並びに本サービスの品質改善のための分析その他各種分析・調査の目的

2 当社は、次に掲げる個人情報その他当社のプライバシーポリシーに掲げる個人情報を前項に定める目的のために利用します。

- (1) メールアドレス
- (2) 契約者の表示名
- (3) ドコモビジネスdアカウント

3 本条と、当社のプライバシーポリシーが矛盾又は抵触する場合には、本条の定めが優先するものとします。

<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>1. 当社は、本サービス契約者がその本サービス契約に基づき支払う利用料金は、料金月に従って計算します。</p> <p>2. 当社は、第21条（利用料金の支払義務）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するときに限り、その利用料金（発信利用料及び着信利用料を除きます。）を日割りすることとし、その他の場合については、その利用料金（発信利用料及び着信利用料を除きます。）を日割りしません。</p> <p>3. 2の規定による利用料金（発信利用料及び着信利用料を除きます。）の日割は料金月の日数により行います。この場合においては、第21条（利用料金の支払義務）に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>1. 当社は、本サービス契約者がその本サービス契約に基づき支払う利用料金は、料金月に従って計算します。</p> <p>2. 当社は、第21条（利用料金の支払義務）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するときに限り、その利用料金（発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料を除きます。）を日割りすることとし、その他の場合については、その利用料金（発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料を除きます。）を日割りしません。</p> <p>3. 2の規定による利用料金（発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料を除きます。）の日割は料金月の日数により行います。この場合においては、第21条（利用料金の支払義務）に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。</p>
--	---

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1. 適用

区分	内容
(1) 利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス基本料及び加算料を合算して適用します。
(2) 加算料の適用	<p>ア 電話番号利用料は、2-1-2（加算料）に規定する額に、料金月において利用可能な電話番号数を乗じて得た額を適用します。この場合において、第10条（契約者の電話番号）第2項に該当する場合は、変更前と変更後の電話番号を同一のものとみなして取り扱います。</p> <p>イ <u>発信利用料及び着信利用料は</u>、2-1-2(加算料)に規定する額に、当社が測定した接続通信時間（その利用に係る契約者以外の者が行ったものを含みます。）を乗じて得た額を適用します。</p>
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、本サービスに係る通信の接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備（契約事業者の設備を含みます。）の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の <u>発信利用料及び着信利用料</u> は次のとおりとします。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

2. 適用

区分	内容
(1) 利用料金の適用	利用料金は、2（料金額）に規定するサービス基本料及び加算料を合算して適用します。
(2) 加算料の適用	<p>ア 電話番号利用料は、2-1-2（加算料）に規定する額に、料金月において利用可能な電話番号数を乗じて得た額を適用します。この場合において、第10条（契約者の電話番号）第2項に該当する場合は、変更前と変更後の電話番号を同一のものとみなして取り扱います。</p> <p>イ <u>発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料は</u>、2-1-2(加算料)に規定する額に、当社が測定した接続通信時間（その利用に係る契約者以外の者が行ったものを含みます。）を乗じて得た額を適用します。</p>
(3) 接続通信時間の測定等	<p>ア 当社は、本サービスに係る通信の接続通信時間を測定します。</p> <p>イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備（契約事業者の設備を含みます。）の故障等利用者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p>
(4) 当社の機器の故障等により正しく算	当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の <u>発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料</u> は次のとおりとします。

<p>定することができなかつた場合の<u>発信利用料及び着信利用料</u>の取扱い</p>	<p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日 (初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日) に属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の<u>発信利用料及び着信利用料</u>が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の<u>発信利用料及び着信利用料</u>が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日 前の実績が把握できる各料金月における1日平均の<u>発信利用料及び着信利用料</u>が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額 (2) 過去2か月の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日 前の実績が把握できる期間における1日平均の<u>発信利用料及び着信利用料</u>又は故障等の回復後の7日間における1日</p>	<p>定することができなかつた場合の<u>発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料</u>の取扱い</p>	<p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日 (初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日) に属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の<u>発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料</u>が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の<u>発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料</u>が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日 前の実績が把握できる各料金月における1日平均の<u>発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料</u>が最低となる値に、算定できなかつた期間の日数を乗じて得た額 (2) 過去2か月の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日 前の実績が把握できる期間における1日平均の<u>発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料</u>又は故障等の回復後</p>
---	---	--	---

	平均の <u>発信利用料及び着信利用料</u> のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額		の7日間における1日平均の <u>発信利用料、着信利用料及びコール転送利用料</u> のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
--	--	--	---

2.料金額		
(略)		
2-1-2.加算料		
区分	単位	料金額 (円)
電話番号利用料	1 の電話番号ごとに月額	300 円 (330 円)
発信利用料	1 回の通信 60 秒までごとに	100 円 (110 円)
着信利用料	1 回の通信 60 秒までごとに	50 円 (55 円)

備考

1. 当社は、発信用と着信用にそれぞれ電話番号を付与します。
2. 発信可能な電話番号は、株式会社 KDDI ウェブコミュニケーションズが Twilio 利用規約に基づき提供する「Twilio」サービスで定める提供条件と同じとします。
3. 当社の IP 通信網サービス契約約款の別冊（シェアード IP - PBX サービス）に規定する協定事業者に係る回線との通信に限り行うことができます。
4. 発信用電話番号に着信した場合は、着信利用料は発生しません。

2.料金額		
(略)		
2-1-2.加算料		
区分	単位	料金額 (円)
電話番号利用料	1 の電話番号ごとに月額	300 円 (330 円)
発信利用料	1 回の通信 60 秒までごとに	100 円 (110 円)
着信利用料	1 回の通信 60 秒までごとに	50 円 (55 円)
コール転送利用料 (携帯電話番号以外)	1 回の通信 60 秒までごとに	8 円 (8.8 円)
コール転送利用料 (携帯電話番号)	1 回の通信 60 秒までごとに	20 円 (22 円)

備考

1. 当社は、発信用と着信用にそれぞれ電話番号を付与します。
2. 発信可能な電話番号は、株式会社 KDDI ウェブコミュニケーションズが Twilio 利用規約に基づき提供する「Twilio」サービスで定める提供条件と同じとします。
3. [着信（着信した電話をコール転送する場合を含みます。）可能な電話番号は、Twilio Japan 合同会社が Twilio 利用規約に基づき提供する「Twilio」サービスで定める提供条件と同じとします。](#)
4. [本サービスにおける電話発着信は、](#)当社の IP 通信網サービス契約約款の別冊（シェアード IP - PBX サービス）に規定する協定事業者に係る回線との通信に限り行うことができます。
5. 発信用電話番号に着信した場合は、着信利用料は発生しません。

	<p><u>6. 着信用電話番号へ着信した電話をコール転送する場合は、着信利用料に加えてコール転送利用料が加算されます。</u></p>
--	--

	<p><u>附則（令和3年12月20日 A P S 1 第00861314号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和3年12月27日から実施します。ただし、第21条（利用料金の支払義務）の「本契約の解除があった日を含む料金月までの期間」については、令和4年1月27日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p><u>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>
--	--